

## 川崎病院オンライン入金機による集配金業務仕様書

### 1 目的

本件は、川崎市立川崎病院において、売上金の集金運搬及び釣銭資金の準備運搬業務を専門的な知識と技能を有する受託者に委託することにより、金銭のより安全・適正な運営管理を推進し、もって病院の患者サービスの一層の向上に寄与することを目的とする。

### 2 委託期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

### 3 履行場所

川崎市川崎区新川通12番1号 川崎市立川崎病院（以下「病院」という。）

### 4 委託業務の内容及び時間等

(1) 業務委託の内容は、次のとおりとする。

#### ア 集金業務

(ア) オンライン入金機1台を設置（病院1階医事課事務室内）

(イ) 入金機に投入された投入金（約1,000万円）を集金する。

(ウ) 病院が指定する金融機関（みずほ銀行川崎支店）に入金機に投入した売上金等と同額を翌銀行営業日に送金する。

#### イ 釣銭資金の運搬

病院が指定した金種のとおり準備した釣銭資金を仕分けし、運搬する。（別紙1）

#### ウ 運搬方法及び経路

病院においては、病院の指定する方法及び経路とする。（別紙2）

エ その他委託業務の内容は、別に定める「業務明細書」のとおりとし、具体的な業務の進め方については、病院と受託者が協議して決めることとする。

(2) 委託業務の時間

病院における業務時間は午前9時00分から午後3時00分（必着）とする。

(3) 業務を要しない日

ア 土曜日及び日曜日

イ 国民の祝日に関する法律に規定する休日

ウ 12月29日から1月3日まで

エ その他、病院と受託者が協議の上、決めた日

### 5 受託者の責務

(1) 一般的注意事項

受託者は、業務を遂行するにあたって、病院が公的医療機関として市民に適切なサービスを提供するものであることを認識し、身だしなみ、言葉遣いなどに十分配慮するとともに、常に善良なる管理者の注意をもってこれを行わなければならない。

(2) 関係法令の遵守

受託者は、業務を遂行するにあたって、関係法令を遵守し、市民の信頼を失うことのないよう細心の注意を払わなければならない。

(3) 守秘義務

受託者は、業務上、知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

(4) 総括責任者の選任

受託者は本業務を総括する責任者（以下「総括責任者」という。）を選任し、病院に届けなければならない。

(5) 総括責任者の責務

総括責任者は、受託業務の遂行に際して、病院の担当者と常に連絡を密にし、必要な報告を随時行うとともに、業務従事者を指導監督するものとする。

(6) 業務従事者の選任等

受託者は、業務遂行のための業務従事者として、責任感を持ち、かつ、誠実な者を選任するものとし、当該従事者には、常に制服の着用及び写真付きの身分証明書を携帯させなければならない。また、輸送については防犯に必要な特殊装備を施した専用車両により行うものとする。

(7) 業務従事者の指導教育

受託者は、業務従事者に対して、業務を遂行する上で必要な教育訓練を行わなければならない。

(8) 代替要員の確保

受託者は、受託者の事情によって業務従事者に欠員の生じることのないよう、代替要員の確保等必要な措置を講じるとともに、業務の円滑な遂行のために必要な体制を整えなければならない。

(9) 感染症に関する衛生管理

受託者は、業務を遂行する上で発生し得ると判断された感染症等の防止には万全を期するものとし、業務従事者の定期健康診断を受託者の負担において行わなければならない。

## 6 費用分担区分

- (1) オンライン入金機に係る通信費、電気料は川崎市の負担とする。また、プリンター及びプリンター用ロール紙は川崎市が調達し、その費用は川崎市の負担とする。

- (2) 受託業務に必要な物品・用役の調達に要する費用は受託者の負担とする。
- (3) 契約満了時に本契約で設置した、オンライン入金機及びその他関連機器の移設または撤去にかかる費用は、受託者の負担により実施する。  
但し、川崎市の責めに帰すべき契約解除に伴うオンライン入金機及びその他関連機器の撤去にかかる費用は川崎市の負担とする。
- (4) 新紙幣及び新硬貨が発行された際の対応に要する費用は受託者の負担とする。

#### 7 完了届の提出

受託者は、毎月の業務終了後、速やかに完了届を病院に提出し、当該業務の履行状況について検査を受けなければならない。

#### 8 受託料の請求

受託者は、前項の検査合格後、病院の指定する方法で当該委託料を請求するものとする。

# オンライン入金機による集配金業務明細書

川崎市（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）は、甲の川崎病院からの売上金の集金業務及び釣銭資金の配達業務などをこのオンライン入金機による集配金業務明細書（以下「業務明細書」という。）に基づいて履行しなければならない。

（目的）

第1条 本件は、川崎市立川崎病院において、売上金の集金運搬及び釣銭資金の準備運搬業務を専門的な知識と技能を有する受託者に委託することにより、金銭のより安全・適正な運営管理を推進し、もって病院の患者サービスのいっそうの向上に寄与することを目的とする。

（投入金相当額の送金業務）

第2条 乙は、甲が、甲の川崎病院に設置された乙のオンライン入金機（以下「入金機」という。）に売上金及び釣銭資金（以下「売上金等」という。）を投入し、かつ、入金機取扱説明書に定める所定の操作（以下「所定の操作」という。）をした後に、投入された売上金等と同額を、甲が入金機の所定の操作をした日の翌銀行営業日に、次に定める甲の指定する銀行口座宛に送金する。但し、入金機故障等の不測の事態が発生し、上記の翌銀行営業日に送金することができない場合は、乙は可及的速やかに送金を完了すべく、復旧に努めるものとする。但し、乙はこの送金の遅れに起因する損害については、その責めを負わない。なお、銀行口座は次の金融機関とし、詳細については別途指示する。

| （銀行名） | （支店名） |    | （口座番号）        |
|-------|-------|----|---------------|
| みずほ銀行 | 川崎支店  | 普通 | 1 2 6 9 3 9 9 |

（入金機現金カセットの交換及び釣銭資金の配達業務）

第3条 乙は、釣銭資金を甲の指示に基づき、甲の川崎病院に配達する。

2 入金機現金カセットの交換及び釣銭資金の配達は週5回とし、甲の指定する業務時間内に配達するものとする。

3 交換及び配達の曜日については、甲の営業日とする。また、臨時の交換及び配達がある場合は、その都度甲・乙協議の上、決めるものとする。

（入金機及びIDカードの管理）

第4条 乙は、データ送信用回線を備えた入金機1台を甲の指定する場所に設置する。

なお、入金機の所有権は乙に帰属する。

2 乙は、甲に対し、入金機を操作するためのIDカードを必要枚数交付する。

(1) 甲は、乙より交付されたIDカードを、責任者を定めて厳重に管理使用するものとし、契約の終了時においては、これを速やかに乙に返還する。

なお、甲が当該IDカードの紛失により発生した損害は甲の負担とし、乙は責任を負わないものとする。

(2) 当該IDカードの紛失・破損等により、甲が乙に再発行を要請した場合は、乙はこれを速やかに再発行する。

なお、この再発行にかかる費用は、甲の負担とする。

- 3 入金機の障害に対する乙の対応については、コールセンターによる24時間電話対応とし、その内容は、次のとおりとする。
  - ① 9:30～22:00 電話受付分： 当日対応
  - ② 22:00以降 電話受付分： 受付日の翌日対応
  - ③ 12月31日～1月3日 電話受付分： 受付日の翌日対応
- 4 入金機は少なくとも1年に一度、乙の負担で定期保守点検を行う。この点検は乙が自らもしくは協力会社に委託して実施し、この点検の実施に当たっては、甲は乙に協力するものとする。
- 5 新紙幣及び新硬貨が発行された際には、乙は遅滞なく、これに対応する入金機に入替もしくは改修し、甲が行う入金業務に支障がないよう対応することとする。

(偽造紙幣・硬貨への対応)

第5条 本件業務の対象たる売上金等は、日本国の紙幣及び硬貨に限るものとし、本件業務の中で日本国の紙幣及び硬貨以外の偽造紙幣・硬貨が発見された場合には、その責は甲が負い、乙はこれを速やかに甲に返却することにより、乙の送金金額との差額分の返済を甲から受けるものとする。

(売上金等の帰属)

第6条 売上金等の所有権は、甲が入金機に売上金等を投入し、かつ、所定の操作を完了した後においても引き続き甲に帰属する。

- 2 乙が第2条の送金業務を完了した時点をもって、入金機に投入された売上金等の所有権は乙に帰属するものとする。

(釣銭資金の準備方法及び明細などの通知)

第7条 甲は、乙に対し、甲の川崎病院が必要とする釣銭資金の金種明細、合計額及び配達日の1ヶ月間の予定を所定の用紙(以下「釣銭依頼書」という。)に記載して、前月の20日までに通知するものとし、配達日に配達された同金額を入金機に投入するものとする。

- 2 甲は、通知済みの釣銭依頼書の内容について変更がある場合、指定した配達日(以下「配達指定日」という。)の4営業日前までに乙に通知するものとする。

(釣銭資金の受渡し)

第8条 乙が甲に所定の両替金(釣銭)を配金したのち、甲は当該両替金(釣銭)の金種・金額を確認し、所定の受渡伝票に甲の指定する担当者の印鑑を捺印するものとする。

なお、確認後の当該両替金(釣銭)の管理は甲が行うものとする。

ただし、甲の都合により両替金(釣銭)保管庫を使用する場合は、乙の承諾を得るものとし、両替金(釣銭)に何らかの損害が発生した際、乙は、機械警備がONの状態に限り、損害額の証明に基づきその損害を担保する。

- 2 甲の確認時において当該両替金(釣銭)に異常が発見された場合は、甲は速やかに乙にその旨を連絡し、甲・乙協議のうえ、速やかに対応するものとする。

(事故発生の連絡)

第9条 甲及び乙は、本件業務に関し、事故発生の恐れがあると思われるとき、又は事故の発生を知ったとき、又は入金機が故障したときは直ちに相手方に対し、その旨を連絡しなければならない。

- 2 乙は甲から、入金機故障の連絡を受けたときには、速やかにこれを修理しなければならない。但し、乙は入金機の故障ないし故障に起因する損害については、責めを負わない。

(損害賠償)

第10条 乙は、本件業務の遂行にあたり、甲に対し損害を負わせたときは、その損害について賠償義務を負う。但し、損害には、いかなる場合でも、甲の営業が休止または阻害されたことなどを理由とする逸失利益や間接的な損害及び次の各号に起因するものを含まないものとする。

- ① 天災地変による不可抗力の損害。
- ② 戦争、暴動、政治的又は社会的騒乱、その他類似の事変による不可抗力の損害。
- ③ 法令又は公権の発動による輸送の差止め、開装、没収、拘留、第三者への引渡し。
- ④ 乙の責によらない交通の渋滞又は停滞などによる遅延損害。
- ⑤ 入金機設置後、乙の想定し得ない事由で通信障害が発生した場合の損害。

2 入金機に投入された売上金等が甲の所有に帰属する間に第三者による盗難等の被害にあった場合には、乙は甲の損害額を補償する。

3 乙が甲に補償する甲の売上金等の損害額は使用する入金機及び釣銭保管庫における最大入金額を限度とする。

4 甲が損害の賠償を請求するときは、乙に対し、その被った損害金の額を証明する資料を提出しなければならない。

(機密保持と防犯)

第11条 甲及び乙は、相互に本件業務に関して知り得た相手方の業務内容及び機密事項を他に漏洩してはならない。但し、次の各号に該当するものについては、この限りではない。

- ① 開示者から開示を受けた時点において、既に公知となっているもの。
- ② 乙の故意又は重過失によらず、公知となったもの。
- ③ 開示者の開示前に受領者が自ら知得し、又は正当な権利を有する第三者から正当な手段によって入手したもの。
- ④ 官庁等の公的機関からの命令又は要請等の対象となったもの。

2 甲及び乙は、相互に本件業務の社会的責任を認識し、防犯処置について協力する。

(料金、消費税及び支払い方法)

第12条 甲による投入金額の増減により入金機の変更があった場合や、明らかな社会的・経済的変動及び情勢の変化があった場合は、甲・乙協議の上、契約内容の変更及び料金を改定することができる。

2 契約金額には、第2条に定める甲の指定する銀行口座あてに乙が送金する諸掛費用が含まれる。

3 第3条に定めた現金カセット交換及び釣銭資金の配達時以外に、甲の要請で乙が臨時に交換及び配達する場合は、甲は乙に対し追加料金を支払うものとする。

なお、臨時の交換・配達1回当たりの追加料金及び、交換・配達作業で超過した場合の現金カセット1セット当たりの追加料金は甲・乙協議の上、決定する。

4 甲は、消費税として、追加料金に消費税・地方消費税の所定の税率を乗じた金額(端数は円未満切捨)を乙に支払うものとする。

5 甲は、翌月末日までに乙の指定する銀行口座に振込みにより料金を支払う。なお、乙は検査合格後速やかに甲に対して、料金の請求明細を送付する。

6 甲から乙に対する料金支払いが前項の規定の日までに履行されない場合は、

甲は履行済み残債務と遅延金を含めて支払う。また、乙が甲に配達する義務を負う釣銭資金についても同様とする。

(契約の解除)

第13条 甲及び乙は、本契約の有効期間内であっても、相手方に対し、3ヶ月前までに書面にて通知することにより、本契約を解約することができる。但し、解約の効力の発生は、応当日が属する月の末日とする。

2 前項の定めにかかわらず、甲又は乙が次の各号のいずれかが発生したときは、当該当事者は本契約に基づいて相手方当事者に対する債務を直ちに履行する義務を負うものとし、その相手方当事者は何らの催告を要することなく、本契約を直ちに解約することができる。

① 振出した手形・小切手が不渡りになったとき。

② 破産、民事再生手続開始、特別精算開始、会社更生手続開始の申し立てを受け、又は自ら申し立てを行ったとき。

(入金機の停止による費用負担)

第14条 甲の都合により、入金機使用開始から本契約の1年未満で使用停止をする場合には、使用停止後から1年に満るまでの残月数に基本料金月額の一乗じた金額を一括して速やかに、甲が乙に対して支払うものとする。

(入金機の移設・撤去及び契約終了に伴う原状回復)

第15条 入金機の移設及び撤去は、乙が実施する。

2 契約満了時の入金機の撤去費用は乙の負担とする。

3 甲の都合による甲の川崎病院の移転、第13条第1項に定める甲の中途解約及び同第2項に定める甲の責めに帰すべき契約の解約に伴う入金機の移設及び撤去費用は甲の負担とする。

4 乙の都合及び乙の責めに帰すべき契約解除に伴う入金機の撤去費用は、乙の負担とする。

5 入金機の移設及び撤去に伴って現れる床面や壁面など施設の損傷に関し、それが乙の故意または過失により生じたものでない限り、乙に復元義務は無いものとし、その修復工事費用は甲の負担とする。

(信義則)

第16条 甲及び乙は、互いに信義則を遵守し、誠実に本件業務を履行するものとする。また、業務明細書に定めのない事項、その他業務明細書各条項の解釈に疑義が生じたときは、その都度甲・乙誠意をもって協議・決定する。

## つり銭資金金種内訳書

- 1 土曜及び日曜、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）以外の日は、1日につき1,579,700円を次の内訳のとおり運搬する。

(内訳)

| オーダー金額   |       |             |
|----------|-------|-------------|
| 合計額      |       | 1,579,700 円 |
| 5,000 円札 | 146 枚 | 730,000 円   |
| 1,000 円札 | 499 枚 | 499,000 円   |
| 500 円玉   | 450 枚 | 225,000 円   |
| 100 円玉   | 900 枚 | 90,000 円    |
| 50 円玉    | 500 枚 | 25,000 円    |
| 10 円玉    | 800 枚 | 8,000 円     |
| 5 円玉     | 450 枚 | 2,250 円     |
| 1 円玉     | 450 枚 | 450 円       |

※ただし、金曜は上記金額に350円（5円玉50枚、1円玉100枚）を加える。

- 2 土曜及び日曜、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）（以下、「休日」とする。）の前日は、上記1の金額と合せて、1休日につき次の内訳の10万円を追加した金額を運搬する。

(内訳)

| オーダー金額   |       |           |
|----------|-------|-----------|
| 合計額      |       | 100,000 円 |
| 5,000 円札 | 4 枚   | 20,000 円  |
| 1,000 円札 | 58 枚  | 58,000 円  |
| 100 円玉   | 200 枚 | 20,000 円  |
| 10 円玉    | 200 枚 | 2,000 円   |